

本願寺史料研究所報

第九号

発行所 本願寺史料研究所

〒六〇〇 京都市下京区七条大宮上ル

龍谷大学大宮学舎図書館内

電話 〇七五―三四三―三三一一

内線(四二二)

発行人 所長 千葉 乘 隆

発行日 一九九四年 四月 一日

西本願寺蔵

教如関係文書管見

青木 馨

西本願寺に所蔵されている文書群の中に、多数の教如関係文書が含まれている。今回そのうちの一卷に調卷されている教如関係文書の一部を紹介しつつ、若干の私見を加えさせていただくことにする。

まず、卷子全体の内容を一覧すれば以下のようなものである。

仮りに教如書状にA・B・C・を付し、他のものにア・イと付した。()は推定年代を示し、従来、類文も未紹介のものには◎を付した。未紹介であってもすでに類文が知られているものは、何も表記しなかった。なお卷子全体の法量は、縦三五・四センチ、全長一〇二一・八センチで、二十七通が調卷されている。紙質は、最後のX・Y文書が楮紙である以外、全て斐紙である。形態は、最後のX・Y文書が折紙である以外、全て切紙である。また、加州四郡中宛のC文書は端裏書に「写」とあるが(但し同時期の写である)、他は全て原本である。

番号	年	月日	宛 所
A		二・二一	越前淀見講中
B	(天正八)	◎・二四	河北所々尼入道志衆中
C		四・二	加州四郡中
ア	(天正八)	四・二二	宛所切取カ

内 容	法 量
十四日講中より白綿十把の懇志礼・法語	縦一三・九 横六六・四(二紙統紙)
拘様馳走要請・法語	縦一一・八 横四一・〇
拘様馳走要請・法語	縦八・四 横五六・七
横田孫九郎発給	縦九・一 横四八・六

イ	天正三	一〇・八	宛所なし	了・源連署の誓紙	縦八・二	横二一・一
エ		四・一九	たてハき直参衆・廿八日講中	法語	縦一二・五	横五〇・八
フ		四・一一	越前足南郡廿六日講中	法語	縦一三・五	横四一・一
ヘ		四・一三	越前布目三屋村十三日講中	銀子四十三匁の礼・法語	縦一三・三	横六八・〇 (二紙統紙)
ト	(天正七カ)	六・三	足羽郡木田志衆中・くきつ・山家・見をのかうち・其外志衆中	大坂籠城別儀無・法語	縦一二・〇	横四八・七
チ		七・二三	垂髮御中		縦八・九	横二九・四
リ		七・二六	越前河北東方九日講中・本行寺下西光寺門徒中	白綿十把の礼・法語	縦一三・一	横六九・二 (二紙統紙)
ハ		八・一三	興正寺門徒勝縁寺下山里十九日講中	白綿十把の礼・法語	縦一四・三	横八八・〇 (三紙統紙)
ニ		八・一三	越前東郷五日講中・七日講中・三尾野二日講中	銀子四十三匁の礼・法語	縦一三・五	横七七・三 (二紙統紙)
ホ		八・一九	越前河北六日講中	白綿十把の礼・法語	縦一四・八	横六九・〇 (二紙統紙)
ヘ		八・二三	越前富山惣中	銀子八十匁の礼・法語	縦一四・二	横七一・九
ト		九・四	越前惣坊主衆中・同門徒衆中	大坂退出に付き、それ迄の謝意・法語	縦一二・二	横六九・四 (二紙統紙)
チ		九・一〇	西空	籠城衆御たくりは刑部卿・せう順等の所行にて見放しはなく法義相統の告知	縦一二・九	横五七・九 (二紙統紙)
リ		九・一三	越前十七日講中	白綿十把の礼・法語	縦一四・一	横七二・五 (二紙統紙)
ハ		九・二六	垂髮御中		縦一七・九	横四六・六
ニ		一一・六	越前志惣門徒中	大坂籠城の惣志の礼・法語	縦一三・八	横六六・一 (二紙統紙)
ホ		一一・二八	越前三ヶ二日講中・同坊主衆中	銀子四十三匁の礼・法語	縦一四・四	横七〇・三 (二紙統紙)
ヘ		一一・二九	越前鷺塚十八日講中・同両はり原志衆中	銀子十匁の礼・法語	縦一四・二	横七八・六 (二紙統紙)
ト		一一・二	越前ワシツカ・両ナカタ廿八日講中	白綿十二把の礼・法語	縦一四・六	横七五・八 (二紙統紙)
チ		一・三〇	刑(下間頼廉)		縦一三・七	横四八・八
リ	(天正九・十カ)		宛所不明	かさまの無事「御入」を喜び心安く氣遣いなきことを申し入れる	縦一一・四	横五〇・七
ハ	(年月日不明)		かさま(如春カ)	興正寺の馳走により友閉方より「とうけん」来るにより退出の上には心付け頼廉への御礼の依頼	縦二六・七	横四二・五
ニ	(天正十年六月カ)		たれにても		縦二四・五	横三九・八

内容については、教如書状二十五通、他が二通で、ほぼ日付順に卷子に調製されており、宛所は十七通が越前関係である。また大半が原本であることより、東西分派後、西派に帰参した寺や門徒が西本願寺に提出したものであろう。か。ただ、W・X・Yは教如が近親者すなわち本願寺内部に宛てた私信と考えられ、他のものとは性格が異なるようである。まず、垂髮宛の二通(H・Q)について、これは従来全

く未紹介であり、以下に全文を紹介したい。

H 文書

〔包紙ウハ書〕
「垂髮御中」

教如

〔端裏・切封墨引〕

及深更条、以他筆

令啓達候

かしく

尊書之趣致拜見候、其方御堅固之

旨、兩人ニ示被下候、令

安堵候、上洛之段、心

得存候、就其頼廉儀、

任尊書之旨、可致

〔逆〕
豆留之分候、然共海上

無便存候、又者芸州

より被申子細候条、先々

令召具候、於様躰者

罷上可申入候、始末大進

端坊残し置申付候、

此通可令申入給候、恐々

謹言

七月廿三日 教如（花押）

垂髮御中

Q 文書

〔包紙ウハ書〕
「垂髮御中」

教如

〔端裏・切封墨引〕

御湯治相応之御

事候哉、為御見廻以

青吏啓上候、仍五種

二荷拝進、仍御音信之

驗計候、随而此方火用

心夜番等之事、堅申付候、

近辺も弥無事候、可

御心安被思召候、替儀候

者、追可令言上候、此等之趣

宜被申入候、恐々謹言

九月廿六日 教如

垂髮御中

従来、垂髮宛の教如書状として代表的な一五八〇年（天正八）閏三月二十八日（上越市本誓寺文書）の場合、「幾重もく御わひ事申入度心中斗にて候、此よし能々言上申され候へく候」「恐惶謹言」等の文言により、三家老の取次拒否により顕如の児小姓＝垂髮宛の形をとり顕如への披露を期したとされる（大桑齊「教如」小学館刊『浄土真宗』所収）。ただこの文書にはやや不審な点も残る。戦前に大谷派宗史編纂所から出た『教如上人御消息集』には、これとほぼ同文（数行分前文欠にて、以下同文）のものが堺市真宗寺（同集十九）と京都府永福寺（二〇）に二本原本として所蔵されているという。ただ日付はいずれも閏三月廿

一日であり二十五日の御書（顕如叱責）の返事としてはつじつまが合わない。かつ後者は「無髪御中」であるが、これは「垂」の読み誤りかもしれない。活字史料の限界がここにあり、三通の「原本」を照合する機会を得たい。

またこの他の垂髪宛の文書を見てみると、四月七日付（堺市真宗寺文書）には退去に際し祖像を残すことを要請したがこれが裏切られ、「定御そはの者とも、仏とも法とも不存知ともからのしわざ候敷」「乍恐たしかに承度存候」「宜被洩申候」などの文言がある。H・Q文書も「申入」れることが共通しており、やはり何らかの取り次ぎが期されることが知られる。これらのことから、垂髪と称する存在は極めて重要な役割を担っており、同時に種々の疑問が浮かび上がる。

まず、この時期の極めて短期間にしか見出せない。これは近侍者の実在を示すより、むしろ特定の人物の呼び名的人格のものとして理解した方がより事実に近いように考えられる。一連の垂髪宛教如書状は、教如と顕如を結ぶ極めて近親の人物と想像され、例えば弟佐超顕尊と見る意見がある。しかし顕尊は一五七五年（天正三）に得度しており、事実垂髪の形態ならば無理がある。もちろん准如はこの時四才でやはり無理であろう。残念ながら人物を特定することは難しいが、H・Qの文書により垂髪という存在は、単に顕如の児小姓というより本願寺外にある場合もあり、教如の片腕ともなり得る存在であることが読みとれる。

他方、顕如にも垂髪宛の書状がある（八月十七日付書札案、東大影写本・別本本願寺文書）。これには「いか様拝面之節可得貴意候」「誠恐謹言」といった文言が見られ、

垂髪が極めて高位の存在と想定される。この場合、本願寺内部と直接関係しない存在のようで、こうした用例も留意されねばならない。

いずれにしても、垂髪の存在や動きは従来ほとんど注意されたことはなく、石山合戦終結時の動向を含めて今後の課題としたい。

さらに今一つ注目すべき点は、今のH文書の教如花押である。これは今まで知られていない形のもので、教如最初期のものと考えられるが、同じくBも後のものとは若干の差異があり、拘様支持要請の天正八年閏三月・四月のものに共通している。以下に少しく教如の花押の変化を外観してみることにする。一応、年代に沿って並べてみると、H以外は基本形は同様であるが、あえてその変化に注目すれば、右に出た垂れにその違いが見られるようである。それを図示したのがI図である。①は籠城に入る前の閏三月・四月に見られ、右の垂れはまだなく、先端も玉になっていない。②はその直後のものであるが、見方によっては①と変化はないとも見られるが、どうも変化があるようにも考えられ、一応分けて考えたい。天正九年になると③のように右垂れに穴があくようになり、文禄段階のものには④のようにさらに垂れて来る。さらに分立が確実になっていく段階では⑤のように全体的に左右に幅広の形になってくる。

極めて大雑把な捉え方であり、教如自身の状況の変化に伴う花押の変化について今後緻密に検討されねばならないが、その点でもH文書の花押は注目すべきものである。

なお、本巻子の教如書状群には⑤にあたるものではなく、石山合戦期から分派以前のものであることを指摘しておく。

かき候事

態申候、そこ程の事
 如何とつかひにたつね
 候へハかハる事も無之由
 申候、又立聞候へハ、御きつ
 かひのよし候、はかりかたく候、
 其方へ文にて申たく候へ
 とも、われく事れんく
 (如在) しまさいなきと、人もミ
 およひ候ま、御尋の時ハ、
 返事も申にて候ハんと用
 捨候へとも、今の詮にて候ま、
 申候、それにつき、おさなき
 衆又あしよハ(足弱)なと、此方ひ
 とつにのけ候ハんかくこ
 にて候ハ、此返事(逆)にき
 やくしんなく承候へ、女房
 衆舟と冷舟と一ツと用
 意候へとも、左様に候ハ、
 今一そう申つけ、冷舟
 を(辻カ)つちに用意候やうに、
 申つけ候へく候、さためて
 形をハ人のめあてにし候
 ハんほとに、手前なりかたく
 候ハんとおもひ、かやうに

申候事候、此方之事いさ、
 かも、きつかひなくうけ給候
 へき分別なとして申つ
 け候へく候、ちかひ候事
 あるましく候、(若狭)わかさなとへハ、
 (自然)しせん文にても申候へ共、其
 方の事ハかへりてのちく
 御取合も申かね候ハんかと申候
 ハす候へとも、此せんにてもま、
 申候、(逆心)きやくしんなくうけ給
 候へく候、冷舟もれんく
 申候へとも、さためて申わけ
 かたく候ま、そのため急
 度申候事候、よろつくそこ
 ほどの事、御取合、又爰許
 の覚悟に成候ハん事候哉、
 弥今之時分頼入候事候、
 いさ、(等閑)かもとうかななき事候間、
 その心へたのミ申候、かやうに
 候へとも、中く此方之事
 於無同心者、返事まへも
 候へく候、かしく

正月卅日 (花押)

(頼廉) 刑まいる

内容は必ずしも明確とならないが、下間頼廉に幼児・女

性の脱出のために舟の用意を要請している。これは石山合戦末期（天正八年）とみるか、教如流浪中とするか見解の分かれるところである。少くとも花押を見ると先の②の天正九年頃のものに最も近く、後者の時期とみたい。とすれば流浪中頼廉らの状況把握に心している様子がうかがえると共に、前後関係が不明ながら数少ない教如のこの時期の状況を垣間見ることの出来る文書として、注意すべき一通といえよう。

次に教如書状ではない二通のうち、アの横田孫九郎書状は数多い教如籠城の意を知る書状群にあって、三家老以外の家臣発給のものとして貴重で、内容も興味深いものがある。かつて上原芳太郎著『本願寺法難史』にも紹介されたことがあるが、若干の訂正を加えて紹介しておきたい。

ア 文書目

（端裏・切封墨引）

「―――」

□九

より」

猶委ハ重而可申入候、以上

先度者御状たしかに相

届申候、其以前ニ此方より

申入候つる、相届申候哉

一野々市相果申候由千々々無

御心元存候、乍去各々無御

別儀之由承、満足申候

一此方之御事、御一和相調

御所様ハ当月九日ニ雜

賀へ御退出なされ候、然者

新門主様之御覚悟ハ信

長表裏ハ眼前ニ候、賀州

など如此仕候へ共、御ミ、へも

入不申候、殊当寺相果申候ハ、

十日之内にハ雜賀も可相果と

思食、又ハ御影様之御座

所ヲ彼輩ニ御渡なされ候ハん事

段々御無念ニ思召、是非共

当寺にて御果なされへきとの

御覚悟にて被相残候、然処ニ

かミさま之あしさまニ被仰成、御

間被仰事候、天下如此成行

申候事ハ、かミさま之御所行故候、

当分なにかと御申候とも行々ハ

新門様御存分ニ成可申候、殊ニ

其国之事も前之ごとくニ

有様可被仰付との御事候間、

諸事其御覚悟専用候、さた

めてくかみさまよりいろく様々ニ

可被仰下候、御所様より被

仰下候事ハことくくかミさま之

御存分有之く、（頼廉）刑法・少法

御供候、（頼電）按法此方ニ御残候、拙者も

同前候、以外取乱、一筆申入候、

其方御精可被出候事專一候、

恐々謹言

(天正八年) 横孫九
卯月廿二日 重堅(花押)

□□まいる
御宿所

宛所は判読不能であるが、加賀のいずれかに宛てたものである。横田重堅については、『宇野新威覚書』などに名が見える横田修理重恒や横田河内守重次らと同族と思われる、教如方重臣の一人であることは間違いない。

内容については、教如の拘様の意と共に信長の表裏により大坂が果てれば十日以内に雑賀も果てることを告げ、渡御はいかにも無念で「当寺にて御果」る覚悟であることが明確に語られるが、この時期の教如自身の拘様支持要請の書状にはここまで具体的な内容は少ない。

さらに注目されるのは、こうした教如の行動に対して門主頭如よりの通知(あるいは非難)も、その背後はすべて「かみさま」如春の「御存分」であることを指摘する点である。従来の如春像をさらに補強する文書ともいえよう。先年出版された籠谷真智子著『如春尼の生涯』にはこの点にはふれられていない。

次にT・U二通の宛所の一つである「鷲塚」(現福井市川合鷲塚町)について少しくふれておきたい。

かつて筆者は、三河土呂本宗寺とその別坊鷲塚坊の成立について考察したが(「三河本宗寺について」同朋学園仏教文化研究所紀要第九号)、別坊については従来あまり注目されるところがなかったが、実如期から三河一揆までは、ここも三河教団の重要拠点であったことを指摘した。そして『別本如光弟子帳』(岡崎市上宮町旧蔵)によれば、東

西分派期の記事であるが「鷲塚(マ)了順(マ)教子尊心尾州ちた郡おツかわ二而圓教寺と申候、同二男祐珙越前へ参、圓行寺ト名乗候へく候」、別の箇所にも同様の記事を載せる。また、福井市長休寺(大谷派・三河姓)は空襲や地震等で大半の史料を失ったが、一八五八年(安政五)の由緒書に初代藩主秀康との関係を伝え、元来、「三州碧海郡鷲塚池端二在り無量山圓行寺」であったことを伝える。碧海郡鷲塚(現碧南市)には、現に大派蓮成寺と本派願随寺があり、『別本如光弟子帳』の二カ所とはこの二寺を指すようであるが、前者は「池端(イケバタ)」を称し長休寺の伝承と一致し、蓮成寺の歴代にも祐珙の名がある。そして圓行寺名は尊心が尾州乙川(おつかわ)に建立した寺号と一致する(現半田市乙川正通寺・鷲塚姓)。

さらに一五九一年(天正十九)の上宮寺末寺帳には「一長徳寺(わしつか)」と「越前之北之庄二而長徳寺」と同名の寺が鷲塚と越前に見られるが、長徳寺円行寺の関係が判然としない。おそらく長徳寺は長休寺と同一の可能性もある。

元来、越前教団は、早くより三河より伝播したことは周知の通りだが、こうした背景からか東西分派期においても三河より越前へ移動の動きがあったようで、おそらく三河一揆による禁教の中(鷲塚坊本宗寺も破却退転)、祐珙を核として三河鷲塚↓尾張国智多郡乙川↓越前鷲塚へ門徒と共に地名の移動が考えられる。そして教如から御書を受け、程の講がすでに成長していたことをうかがわせる。尚、平凡社刊『日本歴史地名体系一八』福井県には、この点に

ついでにはふれられていない。
最後に、Wの宛所不明・年次欠の仮名消息について注目
してみた。

W 文書

返事ながら

申まいらせ候、

れうしゆん事

くハしくふもしに

申まいらせ候、

こゝほと

にさた候て

しのひ候事なり

候ハぬ事御入候とも

わか身

ふんへつなく候

ゆにもミつにも

かさまにまかせ

まひらせ候、四・五人のもの

ともに二二たひ

あい申ましきかくこ

にて候、

かやうのあさましき

事しつこし候て、めい

わくなるてい

をさせ候事も

四・五人の

ゆへとこうくわい

はかりにて候、はやく

返事申候はん

すれとも、さてもく

わか身おき

(以下紙背)

ところなきていに

なり候事の

あさましきよと

おもひ候へハ、心も

うかくと心ならすうち

すきまひらせ候、

くハしくふもしに申候、

わか身

かさまにまかせまひらせ候、

なにとなり候とも

(カ)

よきやうに御さた候て

たまハリ候へく候、

とかくまこ一御とゝのへ

たのミまひらせ候、

とかくこゝほとはなれ

申候

めいわくにて候、

(唐) ころほとに申候やうに

たのミ入まひらせ候、

(カ) しんさへもん事くハしく

ふもしに申まひらせ候、

かしく
(教如花押)

(切封墨引)

(以下表)

かへすくかやうの御こ、

ろつくしをわか身

ゆへとあさましく

思ひまひらせ候

まことにく

かさまの

御かん

しやう候て、せしに

わすれかたく

御入候、いまゝて

かやうの御事を

なにかと

思ひまひらせ候、

はち

かとかもしに

思ひまひらせ候、

せうもしへ

の文久介に

もたせやまひらせ候、

くハしくハ

ふもしに

申まひらせ候

最後の三通W・X・Yの仮名消息は日付もなく、Wは宛所が判読不能だが、Xは「かさま」すなわち如春に宛てたものと思われ、前者も内容より同様と考えられる。内容は極めて私的なもので、殊にWについては「わか身おきところなきてい」であり「わか身事かさまにまかせまひらせ候」という状況を、教如が父顕如より勘当された状態を見るべきであろうか。さらに「四五人のもの」の扇動に後悔していることが、あるいは籠城を指すのか速断できないが、もしそうだとしたら教如の大坂拘様の意義を考え直さねばならない重要な文書となる。また、れう順・まこ一(孫)らが関与しているところを見ると、当初教如は紀州辺に潜在していたことを示唆するものであろう。

こうした事が一応妥当であるならば、問題となるのは父ではなく母に進退を任す旨を告げる点である。先のア文書によって顕如の意は、裏での如春の牽制を示すことも相通づるものがある。如春の存在の大きさがさらに想起されるが、証如期の慶寿院の場合もあり、戦国期の本願寺内部の女性の位置も考え直さねばならない。ただ教如の弱気ともとれるこれらの言辞は、この時期顕如から代替りを門末に喧伝したり、天正九年初頭より証如影像を門主として下付する動きにも出ている(拙稿「三河本願寺教団の復興と教如の動向」『中世仏教と真宗』所収)点と矛盾するようでもある。あるいは極めて短期間に微妙な状況の変化も考えられる。いずれにしてもこれから大いに問題にされるべき文書であろう。

以上、大変大雑把な紹介に終始したが、今後の研究に少

しでも参考になれば意味のあるものになる。従来、戦前に編纂された『教如上人御消息集』や『続真宗体系』第十六巻などが基本史料として、現在まで用いられて来ており、多数の新出文書を含めた文書集が近い将来出版されることを望むところである。尚、金龍静氏、本願寺史料研究所より多大の御教示をいただいた。謝意を表したい。

※ ※ ※ ※ ※

【埋め草 史料情報三「准如筆御文奥書控」】

今回は、准如が「御文」の下付に際して、その奥書を控として書き留めたと考えられる一紙文書二十五通の内、何点かを紹介したい。所蔵はすべて西本願寺である。史料の現状は、各文書が一通毎に封筒に入れられ、全体で二十五通の文書が包紙によって一括されている。その内、二十五通が御文の奥書である。翻刻にあたっては、現状の封筒に付された番号をそのまま生かし、その下に法量（単位はセンチ）を示した（そのため、この「埋め草」では通番になっていないので注意されたい）。以下、史料選択の理由―ひとえに筆者の直感的な興味に過ぎないが―を記して解題として置く。

史料一九・二一・二四。これらの史料を選択した理由は、やはり野村屋新兵衛・堺坊の講衆（省略分の中にも堺五日講衆が自筆を要求している文書あり）らが、門主の自筆の御文を要求している点である。どの程度一般化できるのかは不明であるが、版本より門主の自筆を求める門徒の意識の一端が窺えないか。次に一六一九年（元和五）十二月二

十一日の史料五。そのような門徒の意識に対して、准如の意識として、自筆による書本を禁止している点に注目した。両者における御文に対する意識の相違―位置づけの相違を読みとれるか。なお、史料一九の野村屋新兵衛は京都三条銀座年寄で、法名宗句。一九三八年（寛永十五）十二月に学寮創立を発起した人物（『龍谷大学三百年史』参照）。次に史料一五。これは准如が願人（「願主」と「願人」の使い分けもあるようである）を失念したと注記している点である。「不記之」とは御文に願主を記載しなかったという意味ではなく、この史料一五に注記できなかったという意味であろう。これはこの種の下付取次が文書で行われてはおらず、口頭で行われていたことの証左となるのではないか。

今回は四通しか紹介出来ないが、省略した分に興味深い文書がないわけではない。次号以降に全文書を翻刻する機会を期したい。（左右田）

五（縦二六、八 横三八、六）

右如此五帖一部之文可有信心決

定候能々此通同中可被談合

事肝要候也

元和七碁^辛 稽月念一日

書之

准如

此文ハ大坂塩屋道誓連々依望之
可令免之候道誓自筆ニテ仕候間

